
QA31 計画的避難区域の設定はどういう考え方によるものですか

2011 年 4 月 22 日に、国から、計画的避難区域、緊急的避難準備区域の設定が発表されました。事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達する恐れのあるひとまとまりの区域を「計画的避難区域」として、住民等に概ね 1 ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求めることとし、飯舘村全域、川俣町の一部、葛尾村（20km 圏内を除く全域）、浪江町（20km 圏内を除く全域）、南相馬市の一部が新たに避難を要する地域としました。

なお、今回の区域の設定にあわせて、屋内退避の指示は解除されています。事故の長期化に伴い、一時的な外部被ばく線量だけではなく、1 年間の積算線量も新たに考慮されることとなったため、避難を要する地域が拡大されたものです。当面、原子力発電所で新たな事故等が発生しないかぎり避難区域が拡大されることはありません。

緊急事態においては、被ばく量を 20～100 ミリシーベルト／年に抑えるという国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づき、この下限値が採用されたものであり、できる限り安全域をとった判断と考えられます。

出典：福島県「放射線と健康に関する Q&A」より作成

公表日：2011 年 6 月 30 日

更新日：2012 年 12 月 25 日